

○宿泊税の課税対象について

質問・ご意見	市の回答
<p>キャンプ場、バンガローの一棟貸しの場合、「一棟あたり〇円」という料金設定になっています。子どもや幼児に対して宿泊税は課税されるのですか。</p>	<p>バンガロー等の料金が施設や区画ごとに設定されている場合、宿泊する人数に応じて課税されます。そのため、一棟あたりの宿泊料金が設定されていて、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、子どもや幼児の分も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。</p>
<p>オートキャンプ場は宿泊税が課税されますか。</p>	<p>利用者が自分の所有する車に宿泊し、区画のみを事業者が提供する場合は、宿泊税の課税対象とはなりません。</p>
<p>市の指定管理の施設で障害者の減免制度がありますが、免除対象の方からは宿泊税を徴収しないという理解でよろしいですか。</p>	<p>はい。宿泊料金の支払いがない場合、宿泊税も徴収しないことになっておりますので、全額免除であれば宿泊税はかかりません。</p>
<p>自分の施設におけるポイントやサービスで宿泊料が0円となった場合、宿泊税は課税されないという認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込のとおり、宿泊施設のポイントや無料招待券など、宿泊事業者自らの施設におけるポイントやサービスにより、無料となった場合は課税されません。ただし、宿泊事業者自らのサービス以外の、宿泊予約サイトのポイントや懸賞による招待等（いわゆる第三者割引）により無料となった場合は、第三者から宿泊料金が支払われることとなりますことから、宿泊税が課税されます。</p>
<p>子どもの料金について、それぞれ受け取り方が異なってしまうのであれば、3歳以下は課税しないなど明確に定めた方がよいと思います。子どもにまで課税すると次は盛岡を選んでもらえなくなるかもしれません。そのような宿泊事業者の気持ちも汲んでほしいと思います。</p>	<p>ご意見として賜われます。 課税の基準については、分かりやすいように、Q&Aなどの形で皆さんにも共有してまいります。</p>

○申告・納入について

質問・ご意見	市の回答
電子申告で特別徴収事務交付金が0.5%加算されるとのことだが、「電子申告」とはeLTAX（エルタックス）を指しているという理解でよろしいですか。	はい。電子申告はeLTAX（エルタックス）を指しております（eLTAX（エルタックス）以外のものではありません）。
法人がeLTAX（エルタックス）を利用し、電子証明が必要な場合、費用は誰が負担するのですか。市が負担してくれますか。	事業者側の負担となります。なお、個人事業者の場合は、マイナンバーカードで電子証明が可能です。
eLTAX（エルタックス）の利用は無料という説明がありましたが、「電子証明の費用はかかる」との説明が必要なではありませんか。	ご指摘のありましたとおり、eLTAX（エルタックス）のサービスは無料でご利用いただけますが、法人の電子証明が必要な場合、電子証明については費用がかかります。
申告納入期限の特例を受ける場合、初年度のスケジュールはどうなっていますか。	令和8年10月から12月宿泊分の実績で確認するため、令和9年1月の申告後（2月）に申請いただくこととなります。その後、早ければ3月宿泊分から適用され、6月末日が納入期限となります。
市指定金融機関で納入すれば、手数料はかからないのですか。	はい。市指定の金融機関であれば、手数料はかかりません。
申告納入は紙と電子、どちらを用いてもよいですか。入湯税はどうだったのですか。	お見込のとおり、どちらの方法においても申告納入できます。入湯税も同様です。
納税管理人を置かなければならないが、どのように申請すればよいですか。	市内に住所及び事務所を有していない場合は、納税管理人を定めていただく必要があるため、「宿泊税納税管理人(変更・異動)申告・承認申請書」の提出をお願いいたします。ただし、徴収の確保に支障がない場合は、納税管理人の不選任申請を提出していただきます。様式については、4月以降にお示しします。
eLTAX（エルタックス）について、申告や更正の請求、納入まで可能ですか。スマホ、パソコン、タブレットなどの媒体でも利用可能ですか。	申告や更正の請求、納入まで可能です。eLTAX（エルタックス）はパソコン環境とインターネット環境が必要なため、基本的にはパソコンからの利用となります。推奨するパソコン環境等につきましては、eLTAX（エルタックス）のHPをご覧ください (https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/junbi/pckankyou/) 。

<p>eLTAX（エルタックス）で納入する際の振込手数料はかかりますか。</p>	<p>納入にかかる振込手数料は無料です。ただし、クレジットカードを利用する場合、「F-REGI 公金支払い」サイトのシステム利用料が発生する場合があります。詳しくは eLTAX（エルタックス）の HP をご覧ください (https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/sousa/creditcard/)。</p>
<p>宿泊税のみの領収書の発行する際の記載要件はありますか。</p>	<p>説明会では「金額、人数、日付、何泊かの記載が必要です。大人・子どもの区別は必要ありません。」とお答えしましたが、誤りがありました。大変申し訳ありません。正しくは「宿泊税の名称、日付、宿泊税額の記載が必要です。内訳は必要ありません。」でした。詳しくは Q&A の「3 実務について (4) 領収書」をご覧ください。</p>

○システム改修等補助金制度について

質問・ご意見	市の回答
システム改修等補助金について、交付申請から交付の可否（決定）までどれくらいの期間を要しますか。	申請から交付決定まで、早くても2週間程度かかる見込みです。
システム改修費等補助金の見積は1者でもよいですか。	お見込のとおり、1者で結構です。
システム構築など、サポートしてくれる業者を教えてください。	システムについては、市から業者等案内することは出来かねますので、ご理解の程お願いします。

○宿泊税の周知・使途について

質問・ご意見	市の回答
宿泊税の周知について、周囲の人に聞いても知られていない。お客様が知らないとクレームにつながり、小規模経営だと、いろいろと手間がかかるので、丁寧に行ってほしい。	令和8年4月以降から市民や旅行者業者へ向けて周知を行います。印刷物を作成して、ハブとなる交通機関へ掲示を行い、宿泊事業者へも送付して、事前に周知できるよう努めてまいります。
予約サイト等への働きかけはできますか。	ホームページ用のバーナーの作成等は検討していますが、個別の予約サイト等については、宿泊事業者側から働きかけていただければ助かります。
観光について、担当部署はどこですか。	交流推進部観光課になります。
郊外だと観光客の増加やオーバーツーリズムを感じていません。盛岡でもオーバーツーリズムになるくらい、農村地帯にも人が押し寄せてくるくらいに頑張りたいです。	宿泊税の使途については、盛岡市観光計画に基づいて実施していく予定ですが、宿泊事業者の皆様からの意見等を踏まえ取り組んでまいります。